

フリーランス法の広報強化期間（第1弾）

令和6年6月17日

公正取引委員会

公正取引委員会は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」といいます。）の令和6年11月1日の施行に向けて、フリーランス法の認知度を高めるとともに、違反行為の未然防止を図るため、同年6月17日から7月31日までの期間を広報強化期間の第1弾と位置付け、イラストレーター兼漫画ブロガーのBUSON（ブソン）氏のオリジナルキャラクター「しきぶちゃん」とタイアップしたフリーランス法の広報活動を実施します。また、これに加えて、全国8か所でのフリーランス法の説明会を実施します。

1 特設サイトの開設

公正取引委員会ウェブサイト内に次のコンテンツを含む特設サイトを開設しました。

- 発注事業者及びフリーランスそれぞれに向けた説明動画
- フリーランス法の理解度診断
- 発注事業者向けの禁止行為「あるあるチェック」
- キャラクターオリジナルリーフレット

（特設サイトトップ画面）



（特設サイト理解度診断）



<フリーランス法特設サイト>

https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/index.html

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部フリーランス取引適正化室

電話 03-3581-5479（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

2 インターネット広告の掲載

令和6年6月17日から7月31日までの期間、YouTube に動画広告、Google、Yahoo! JAPAN、LINE 等にバナー広告を掲載します。

3 前記1及び2以外の媒体等

(1) 公共交通機関における広告掲出

掲載媒体：東京メトロ車内のビジョン広告

掲載期間：令和6年6月17日から7月7日まで

(2) コンビニエンスストアにおける広告掲載

掲載媒体：ファミリーマート店内のレジ前液晶モニター広告

掲載期間：令和6年6月18日から7月8日まで

4 BUSON 氏の SNS 及びブログとのコラボレーション

公正取引委員会と BUSON 氏との広報活動のコラボレーションが実現し、令和6年6月17日に、BUSON 氏の Instagram 及びブログに、フリーランス法の周知広報のために書き下ろされた、フリーランスの仕事上の「あるある」PR 漫画が掲載されます。

5 フリーランス法説明会の開催

公正取引委員会は、中小企業庁及び厚生労働省と合同で、フリーランスと取引を行う発注事業者及びフリーランスを対象として、全国8か所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡）で説明会を開催します。詳細は「フリーランス法説明会の実施について」を御参照ください。

<フリーランス法説明会の実施について>

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>